

10月の市税ぐよみ

20日 固定資産税第3期分、国民健康保険税第3期分の督促状の発送

11月1日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

米トレーサビリティ法がスタートします

■取引等の記録・保存（平成22年10月1日から開始）

米穀事業者は、米、米加工品を①出荷・販売②入荷・購入③事業所間の移動④廃棄などした場合、その記録を作成し、原則3年間保存することが必要となります。

■産地情報の伝達（平成23年7月1日から開始）

米穀事業者が、米、米加工品をほかの事業者へ譲り渡す場合、伝票等または商品の容器・包装への記載によって、産地情報の伝達が必要となります。また、一般消費者に販

売・提供する場合、産地情報が必要となります。

■問合せ 愛媛農政事務所

食糧部消費流通課
TEL089-932-1117

もてこい元気館西側に高齢者等の専用駐車区間を新設

総合福祉センター（もてこい元気館）の西側市道に「高齢運転者等専用駐車区間」が3区画新設されました。

この区間は、公安委員会が交付する「標章」を掲示した車の運転者が利用できます。

■標章の交付対象者

普通自動車の運転免許を有する、70歳以上の方、身体障害者、妊婦など

■問合せ

○西条警察署交通課

TEL0897-56-0110

○西条西警察署交通課

TEL0898-64-0110



▲新設した専用駐車区間

シベリア戦後強制抑留者に特別給付金を支給します

今年6月施行の「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」に基づき、シベリア戦後強制抑留者に対して特別給付金が支給されます。

■戦後強制抑留者とは

昭和20年8月9日、ソヴィエト社会主義共和国連邦（旧ソ連邦）の参戦に伴い、同年9月2日以後に旧ソ連邦またはモンゴル人民共和国の地域で強制抑留された方

■支給対象者

日本国籍を有する戦後強制抑留者の方で、平成22年6月16日（特別措置法施行日）にご存命の方。法施行日以降に対象者が死亡された場合は、相続人が請求できます。

■支給額

日本への帰還時期によって支給額は25万～150万円に区分されています。

■請求手続き

過去に平和祈念事業特別基金が実施した特別記念事業の特別慰労品を受けられた方には、特別給付金の請求書など手続きに必要な資料が10月中旬（予定）に送付されます。

特別慰労品を受けられていない方は、平和祈念事業特別基金へご連絡ください。

■請求期限

平成24年3月31日

■問合せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部

TEL03-5860-2748

公正週間 10月1日～7日

公正役場では、不動産の売買・賃貸、金銭の貸借、損害賠償や慰謝料の支払いなど、各種の契約書（公正証書）を作成しています。公正証書には判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。

遺言書を公正役場で作成しておくと、家庭裁判所の検認の手続きを受けることなく効力が認められます。また、会社設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務も行っています。

公正役場では公正証書に関する法律相談を行っていますので、ご相談ください。

■問合せ

○新居浜公正役場

TEL0897-35-3110

○今治公正役場

TEL0898-23-2778

電話予約で各種証明書等の夜間・休日交付ができます

住民票、印鑑登録証明書、税の証明書等は、担当課へ電話予約をしておけば、市役所の執務時間外（夜間、土・日曜日、祝日など）にそれぞれの庁舎で受け取ることができます。

■電話予約が可能な証明書等（担当課）

- 住民票、印鑑登録証明書（市庁舎本館市民生活課、各総合支所市民福祉課）
- 所得証明書、納税証明書、評価証明書など

（市庁舎本館納税課、東予総合支所税務課、丹原・小松総合支所総務課税務係）

■電話予約の受付日時 月～金曜日の8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

■予約交付の電話番号 各庁舎の代表電話番号（当頁上記に記載）へおかけください。

※各書類の交付には1通につき200円の手数料が必要です。交付の際に持参いただくものなど、詳しくは電話予約の際にお問い合わせください。